川崎市告示第601号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を令和８年１１月２日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和８年１１月２日から令和８年１１月１７日まで一般の縦覧に供します。

令和８年１１月２日

川崎市長　　福　田　　紀　彦

道路の種類　　市　道

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	備　考
二子 第77号線	川崎市高津区溝口1丁目653番4先 川崎市高津区溝口1丁目583番14先	
坂戸 第32号線	川崎市高津区溝口1丁目583番14先 川崎市高津区溝口1丁目583番1先	